

議案第 1 号

(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備・運営事業者選定委員会条例制定について

(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備・運営事業者選定委員会条例を別紙のとおり制定
いたしたい。

平成 3 1 年 2 月 4 日 提出

埼玉中部資源循環組合
管理者 宮 崎 善 雄

提 案 理 由

(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備・運営事業の設計、建設及び運営を行う事業者の
選定を公正かつ適正に実施するため、この案を提出するものである。

(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備・運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 (仮称) 埼玉中部資源循環センター整備・運営事業 (以下「本事業」という。) の設計、建設及び運営を行う事業者 (以下「事業者」という。) の選定を公正かつ適正に実施するため、(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備・運営事業者選定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項についての調査及び審議を行い、その結果を管理者に答申する。

- (1) 事業者の選定方法に関する事項
- (2) 事業者の選定基準に関する事項
- (3) 事業者からの提案の審査に関する事項
- (4) 前3号に掲げるほか、本事業の実施に関し必要な事項

2 事業者の選定方式として地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札方式を行う場合は、委員会の意見は、同条第4項及び第5項に規定する学識経験を有する者 (次条において「学識経験者」という。) の意見聴取を兼ねるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内で組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の事項の諮問に対する答申の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、本事業に関する審議に関して、自己が従事する事務に直接又は間接を問わず利害関係を有する場合は、その議事に参加することができない。
- 5 会議は、公開とする。ただし、委員の過半数の同意により非公開とすることができる。
(関係者の出席)

第8条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、埼玉中部資源循環組合総務課において処理する。
(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(埼玉中部資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 埼玉中部資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成27年埼玉中部資源循環組合条例第20号)の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職名		区分	報酬額
1	監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 10,000円
		組合議会議員から選任された委員	日額 9,000円
2	行政不服審査会の委員	日額	10,000円
3	情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額	10,000円
4	情報公開・個人情報保護審議会の委員	日額	6,000円

5	公務災害補償等認定委員会の委員		日額	6,000円
6	公務災害補償等審査会の委員		日額	6,000円
7	建設検討委員	識見を有する者から選任された委員	日額	15,000円
		上記以外の委員	日額	6,000円
8	(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備・運営事業者選定委員		日額	15,000円
9	その他非常勤の特別職職員		予算の範囲内で管理者が定める。	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

職名	区分	日額費用 弁償	旅費				
			車賃 (1キ ロメー トルに つき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
				県内	県外		
		円	円	円	円	円	円
監査委員		2,600	50	2,600	3,000	15,000	3,000
行政不服審査会の委員 情報公開・個人情報 保護審査会の委員 情報公開・個人情報 保護審議会の委員 公務災害補償等認定 委員会の委員		2,000	50	2,000	2,500	14,000	2,600

公務災害補償等審査 会の委員 建設検討委員 (仮称) 埼玉中部資 源循環センター整 備・運営事業者選定 委員 その他非常勤の特別 職職員						
--	--	--	--	--	--	--